



## 要介護認定等に係る情報提供に関する遵守事項

＊＊ 必ず守ってください！ ＊＊

この制度は、要介護者等の介護サービス計画の適切かつ円滑な作成、良質な介護サービスの提供、個人情報の保護を目的として、居宅介護支援事業者等に対し要介護認定等に係る情報を提供する制度です。

居宅介護支援事業者等の皆さんに提供する情報の内容は、すべて要介護者等本人の個人情報であるため、その取扱いについては、次の事項を遵守のうえ、当該制度の趣旨に沿った慎重な取扱いをお願いいたします。

なお、この遵守事項が守られないときは、情報の提供ができなくなりますのでご了承ください。

### 【 遵 守 事 項 】

- 1 居宅介護支援事業者等は、認定等関係資料を本人の介護サービス計画の作成以外の目的に使用しないでください。
- 2 居宅介護支援事業者等は、認定等関係資料の内容を、市の承認があるときを除き、他の者に知らせたり、提供しないでください。
- 3 居宅介護支援事業者等は、認定等関係資料をサービス担当者会議等に用いるときは、予め本人の同意を文書により得てください。また、会議等終了後速やかに認定等関係資料を回収してください。
- 4 居宅介護支援事業者等は、認定等関係資料を厳重に管理し、紛失や破損したりしないよう努めてください。なお、認定等関係資料を紛失や破損したときは、直ちに市に連絡し、その指示に従ってください。
- 5 居宅介護支援事業者等は、本人との居宅介護支援サービスや施設サービスの提供に係る契約事務が終了したとき、その他資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに認定等関係資料（当該資料を複写し、又は複製したものを含む。）を市に返却してください。
- 6 居宅介護支援事業者等は、市から認定等関係資料の提示、提出や返還を求められたときは、速やかにこれに応じてください。
- 7 居宅介護支援事業者等の管理者は、職員や職員であった者に対し、上記に掲げる事項を遵守するよう必要な措置を講じてください。